

申請に対する処分の審査基準

担当部署:福祉部生活支援課 No.011

処 分 名	総合福祉センター（あしすと春日部）の巡回型ホームヘルプサービスの使用の許可
処 分 の 概 要	介護保険法に規定する要介護者及び要支援者と認定されていない方が総合福祉センター（あしすと春日部）の巡回型ホームヘルプサービスを使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）第21条 春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成17年10月1日規則第20号）第4条
審 査 基 準	<p>◎春日部市総合福祉センターの巡回型ホームヘルプサービスを受けることができる世帯は、次に掲げる方がいる世帯とします。</p> <p>(1) 介護保険法に規定する要介護者及び要支援者と認定された方 (2) 市内に住所を有し常時介護を必要とする者のうち、前号の適用を受けない方 (3) その他市長が特に必要と認めた方</p> <p>なお (2)(3)の場合については、市長の許可が必要となりますが、処分の先例がないものであって条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため、基準は設定しません。</p>
標準処理期間	5日（利用日等の調整に要する期間3日を含む）
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	ケアマネージャーを通じて申請
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

春日部市総合福祉センター条例

(利用の許可及び制限等)

第 21 条 巡回型ホームヘルプサービスを受けることができる世帯は、次に掲げる者のいる世帯とする。

- (1) 介護保険法に規定する要介護者及び要支援者と認定された者
- (2) 市内に住所を有し常時介護を必要とする者のうち、前号の適用を受けないもの
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

2 巡回型ホームヘルプサービスを受けようとする者(前項第 1 号に規定する者を除く。)は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定により、許可をするに当たって必要があるときは、条件を付することができる。

春日部市総合福祉センター条例施行規則

(巡回型ホームヘルプサービスの利用の申請)

第 4 条 条例第 21 条第 2 項の利用の許可を受けようとする者(次項において「巡回型ホームヘルプサービスの申請者」という。)は、春日部市ホームヘルプサービス利用・変更申請書(様式第 9 号)に当該世帯の生計中心者の課税の状況を明らかにできるものを添えて市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該巡回型ホームヘルプサービスの申請者に春日部市ホームヘルプサービス利用・変更許可(却下)通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。